

「地方税法施行規則附則第6条第30項に基づく国土交通大臣の証明について」
及び「申請書兼証明書」の案に関する意見募集について

令和8年10月1日
国土交通省都市局

国土交通省では、別紙のとおり、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十六号）による地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の改正に伴い、「地方税法施行規則附則第6条第30項に基づく国土交通大臣の証明について」及び当該証明にあつての「申請書兼証明書」（※）の作成を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

（※）「申請書兼証明書」の施行日につきましては、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日を予定しております。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「地方税法施行規則附則第6条第30項に基づく国土交通大臣の証明について」の案
「申請書兼証明書」の案

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省都市局まちづくり推進課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）まで（必着）

4. 意見提出先・提出方法

別添の意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームに従って、氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、御提出ください。

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 パブリックコメント担当 宛

③ F A Xの場合

03-5253-1589 (F A X専用)

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 パブリックコメント担当 宛

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 パブリックコメント担当

(03-5253-8111 内線 32-574)

別 添

(意見提出様式)

国土交通省都市局まちづくり推進課パブリックコメント担当あて

「地方税法施行規則附則第 6 条第 30 項に基づく国土交通大臣の証明について」及び

「申請書兼証明書の案に関する意見募集について」に関する御意見

[illegible]